

障害者雇用促進法の平成22年7月改正について

1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

平成22年6月30日まで	平成22年7月1日施行	平成27年4月1日施行
常用雇用労働者数 301人以上の事業主	常用雇用労働者数 201人以上の事業主	常用雇用労働者数 101人以上の事業主

2 障害者の短時間労働への対応

○ 障害者数の算定方法

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	
身体障害者	○	△	← 今回の法改正による改正点
重度	◎	○	
知的障害者	○	△	←
重度	◎	○	
精神障害者	○	△	

○ = 1 カウント
◎ = 2 カウント
△ = 0.5 カウント

3 除外率の引き下げ

平成22年7月から、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。